

<報道発表資料>

令和8年4月30日

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

アーツ エイド キョウト  
**Arts Aid KYOTO**～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度～

**令和8年度「通常支援型」の募集開始**

京都市では、アーティストなど文化芸術関係者の意欲的な活動を社会全体で支え、持続的な文化芸術の発展を目指す「Arts Aid KYOTO（京都市 連携・協働型文化芸術支援制度）」を令和3年度に創設しました。

この度、この制度を活用した寄付金等を財源とし、補助金を交付する支援事業を令和8年5月1日（金）から募集します。

**【募集内容】**

● 補助金の枠組み

支援内容が異なる以下の三つの枠を設けています。いずれか一つを選択して応募してください。

なお、令和8年度は、前年度から予算を2,000千円増額し、一般助成枠Aの採択予定件数を6件から8件に増やしました。

【一般助成枠（A・B）】	【若手交流促進枠】
<p>京都の文化芸術振興への寄与が期待される事業に補助金を交付します。</p> <p><b>【A】</b>            補助上限額：1事業につき100万円            採択予定件数：8件程度            対象となる経費：対象事業の実施に要する経費</p> <p><b>【B】</b>            補助上限額：1事業につき20万円            採択予定件数：20件程度            対象となる経費：対象事業の実施に要する経費</p> <p>★令和8年4月1日時点で18歳以上の方（団体の場合は構成員の半数超が18歳以上）のみ申請可能です。</p> <p><b>【A・B両方選考あり。書類審査で決定】</b></p>	<p>使途を交通費、宿泊費、交流相手への謝礼のみに限定した助成です。対象は令和8年4月1日時点で30歳未満の方。移動や交流による新しい文化創造のきっかけとなるような文化芸術事業に補助金を交付します。</p> <p>★令和8年4月1日時点で18歳以上30歳未満の方（団体の場合は構成員の半数超が18歳以上30歳未満）のみ申請可能です。</p> <p>★事前説明会への参加が必須です。</p> <p>補助上限額：1事業につき10万円            採択予定件数：10件程度            対象となる経費：申請事業に係る交通費、宿泊費、交流相手への謝礼</p> <p><b>【申請要件を満たした事業の中から抽選で決定】</b></p>

※ 対象外経費あり。詳細は募集案内を参照。

● 募集期間

令和8年5月1日（金）午前10時～6月5日（金）午後5時

● 応募方法

募集案内や応募フォーム、申請様式等は以下のサイトを御参照ください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000302083.html>

申請を検討されている方向けの特設ガイドページも合わせて御参照ください。

URL：<https://aak.kyotoartsupport.com>

<若手交流促進枠への申請を御検討の方へ>

以下の日時に開催する事前説明会（オンライン）いずれかへの参加が必須となります。

原則、①又は②に参加してください。①又は②への参加がどうしても難しい場合に限り

③に御参加ください。また、やむを得ない事情のためいずれの日時も参加できない場合は、事務局へ御相談ください。

事前説明会開催日時：①5月15日（金）午前11時～12時

②5月22日（金）午後6時～7時

③5月30日（土）午後2時～3時

申込フォーム：<https://forms.gle/AbCd23UFQfGcMLGP9>

※申込締切：各回前日午後5時まで

お申し込みいただいた方には、当日までにオンライン説明会の URL をお送りいたします。

● 対象者

(1) 「一般助成枠（A・B）」補助対象者

以下の両方に当てはまる個人、団体等（法人含む。）が対象です。

- ・ 京都市内に住所地、団体所在地又は活動拠点のいずれかがある者
- ・ これまでに文化芸術事業（文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野に関する事業。分野横断的な事業も含む。）を実施したことがある者

※ 令和8年4月1日時点で18歳以上である方（団体の場合は構成員の半数超が18歳以上）が対象です。

(2) 「若手交流促進枠」補助対象者

以下の全てに当てはまる個人、団体等（法人含む。）が対象です。

- ・ 京都市内に住所地又は団体所在地のいずれかがある者（活動拠点のみは不可）
- ・ 令和8年4月1日時点で18歳以上30歳未満である者（団体の場合は構成員の半数超が18歳以上30歳未満）
- ・ これまでに文化芸術事業（文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野

に関する事業。分野横断的な事業も含む。)を実施したことがある者

- ※ 「一般助成枠(A・B)」、「若手交流促進枠」の三つのうち、いずれか一つしか応募できません。また、別に申請を行う団体・グループ等の役員等である場合も応募できません。

## ● 対象事業

### (1) 「一般助成枠(A・B)」補助対象事業

以下の全てに当てはまる事業(公演、展示、リサーチ、ワークショップ等)が対象です。

- ・ 京都市内で実施する文化芸術事業
- ・ 文化芸術の振興に資するもの
- ・ 不特定多数に公開する目的で実施されるもの

※ 詳細は募集案内を御確認ください。

### (2) 「若手交流促進枠」補助対象事業

- ・ 自身が京都市外へ赴いて実施する公演及び展示等並びにゲストを京都市へ招いて実施する公演及び展示等で、ゲストや参加者との交流を伴う文化芸術事業
- ・ 対象となるのは、公演、展示、ワークショップ、トークイベント、上映会、勉強会及び交流会等です。制作やリサーチのみで交流を伴わない事業や、交流をインターネット上のみで実施するなどリアルでの交流を伴わない事業は対象となりません。
- ・ 新しい文化創造のきっかけとなるような交流を行う事業を募集します。

※ 詳細は募集案内を御確認ください。

## ● 補助金交付の対象となる事業期間

令和8年8月1日(土)～令和9年3月31日(水)

## ● 審査・決定

(1) 「一般助成枠(A・B)」は提出された申請内容を基に審査を行い、採択者を決定します。

(2) 「若手交流促進枠」は申請要件を満たした応募者の中から抽選で決定します。

「一般助成枠(A・B)」、「若手交流促進枠」いずれも、令和8年7月中に全ての応募者に結果を通知予定です。

## <お問合せ先>

本事業に関するお問合せ先

京都市文化芸術総合相談窓口(KACCO)[京都芸術センター(公益財団法人京都市芸術文化協会)内]

電話: 075-252-2162

問合せフォーム：<https://forms.gle/uwfnGy7vDiaEhCUi8>

(祝日及び京都芸術センターの臨時休館日を除く火～土 午前10時～午後6時)

報道機関からのお問合せ先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

電話：075-222-3119